

3. 高齢者介護施設における感染管理体制

1) 施設内感染対策委員会の設置

施設内感染対策委員会は、リスク管理委員会など、他の委員会から独立して設置・運営することが必要です。

感染対策は、入所者の安全管理の視点からきわめて重要であり、入所者の安全確保は施設の責務といえます。

委員会は、例えば以下のような幅広い職種により構成します。

- ① 施設長(施設全体の管理責任者)
- ② 事務長(事務関係)
- ③ 医師(医療面)
- ④ 看護師(医療面)
- ⑤ 介護職員(現場担当)
- ⑥ 栄養士(給食関係)

メンバーの役割分担を明確にし、担当者を決めておきます。また、協力病院や保健所と連携をとり、助言を得ておくことも重要です。

施設内感染対策委員会の主な役割としては、「感染症の予防」と「感染症発生時の対応」があります。特に予防に重点を置いた活動が重要です。

- ① 施設内感染対策の立案
- ② 指針・マニュアル等の作成
- ③ 施設内感染対策に関する職員への研修
- ④ 新入所者の感染症の既往の把握
- ⑤ 入所者・職員の健康状態の把握
- ⑥ 感染症の発生時の対応と報告
- ⑦ 各部署での感染対策実施状況の把握と評価

付録の感染対策チェックリスト（P 85・86）等を活用して、施設における感染対策を定期的にチェックすることも検討します。

2) 感染対策のための指針の整備

高齢者介護施設において、感染防止対策のための指針を作成する際には、「平常時の対策」及び「発生時の対応」の2つの対応体制を規定します。

発生時の対応に関しては、「発生状況の把握」、「感染の拡大防止」、「関係機関との連携」が特に重要です。

① 発生状況の把握:

入所者と職員の健康状態(症状の有無)について、発生した居室及びユニット、階ごとにまとめます。また、受診状況、診断名、検査と治療の内容を記録します。

② 感染拡大の防止:

手洗い、排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、必要に応じて施設内の消毒を行います。

③ 関係機関との連携:

協力医療機関への相談、保健所及び市町等所管課への報告、家族への情報提供を行います。

作成された指針は、実際に日常の業務の中で、遵守、徹底されなければ意味がありません。そのためには、次の点に配慮しましょう。

- ① 記載内容が現実に実践できること。また、日々の実施状況や訓練を踏まえ、適宜内容を見直すこと。
- ② 関係各所の職員全員に提示され、日常業務の際、必要な時に参照できるように、いつも手に取りやすい場所に置くこと。
- ③ 内容については、講習会や研修などにより周知徹底され、職員全員が確実に理解すること。
- ④ 遵守状況を定期的に確認(自己確認、相互確認)すること。

3) 職員の健康管理

(1) 感染媒介となりうる職員

一般的に、施設の職員は、施設の外部との出入りの機会が多いことから、施設に病原体を持ち込む可能性が最も高いことを認識する必要があります。

また、日々の介護行為において、入所者に密接に接触する機会が多く、入所者間の病原体の媒介者となるおそれが高いことから、毎日、職員の健康状態のチェックを行うなど、日常からの健康管理が重要となります。

施設の職員が感染症の症状を呈した場合には、症状が改善するまで就業を停止することを検討する必要があります。職員が病原体を施設内に持ち込むリスクは極めて高いため、完治するまで休業させることは、感染管理を行う上で「感染経路の遮断」のための有効な方法といえます。

(2) 職員の健康管理

定期的な健康診断は、必ず受診しましょう。また、自身の普段の健康管理に注意する必要があります。

ワクチンで予防可能な疾患については、できるだけ予防接種を受け、感染症への罹患を予防し、施設内での感染症の媒介者にならないようにすることが重要です。予防接種要注意者は、一般的な健康管理を充実強化しておくことが求められます。

インフルエンザワクチン	毎年、必ず接種しましょう。
B型肝炎ワクチン	採用時に接種しましょう。
麻しんワクチン	
風しんワクチン	
水痘ワクチン	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン	これまで罹患したことがなく、予防接種も受けていない場合は、採用時に接種しましょう。

職員に対しては、予防接種の意義、有効性、副反応の可能性を十分理解してもらい、予防接種の機会提供をするなど、希望する職員が円滑に接種を受けることができるよう配慮しましょう。

4)早期発見の方策

感染症の早期発見には、日常から入所者の健康状態を観察・把握し、記録しておくことが重要です。

日常的に発生しうる割合を超えて、次のような症状が出た場合には、速やかに対応しなければなりません。

留意すべき症状：吐き気、嘔吐

下痢

発熱

咳、咽頭痛、鼻水

発疹(皮膚の異常)など

5)職員研修の実施

感染症のまん延を防止する観点から、職員に対する十分な教育・研修が必要です。適切な知識を普及・啓発するとともに、感染症発生を想定した訓練を行うなどにより、衛生管理の徹底と衛生的な行動の励行を行います。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、定期的な教育（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず感染対策教育を実施することが重要です。